

## 第5編 浄水場等構内工事

### 第1章 安全衛生対策

#### 第1節 一般事項

1. 浄水場等（取水及び配水場を含む。以下同じ。）構内で工事を施工する受注者は、常に清潔を重視するとともに、浄水作業（取水及び送配水作業を含む。以下同じ。）に支障をきたさないよう安全衛生管理の徹底に努めなければならない。
2. 受注者は、安全衛生管理関係遵守事項について、工事従事者全員に周知徹底しなければならない。
3. 受注者は、浄水場等構内の工事について、工事施工に先立って、監督職員と協議を行い、施設の運営に支障をきたさないよう注意を払って実施しなければならない。なお、万が一、施設の運営に支障をきたした場合、又は、構造物に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員へ報告を行うとともに、監督職員の指示に従って対処すること。
4. 浄水場等構内には水道管路や電気ケーブル等の地下埋設物が多数布設されているため、受注者は、構内で掘削・穿孔等を行う場合は、図面等により事前確認を行った上で、監督職員の指示に従って施工すること。

#### 第2節 安全衛生対策書の提出

受注者は、工事の施工に先立ち、安全衛生対策書を「5-2-2 作成要領」の規定に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。

#### 第3節 入出門の手続き

1. 工事従事者及び工事関係者の浄水場等入出門の諸手続きに関しては、大阪市水道局ホームページに掲載している「浄水場の入出門手続き（申請）」及び「受注者等の浄水場における入出門に関する要綱」（以下、本章において「要綱」という。）の規定によるものとし、受注者はこれを遵守しなければならない。
2. 入門者が、遵守事項に違反又は必要な手続きに従わなかったとき、浄水場長は、当該入門者に退去を命じ、その後の入門を制限することがある。

#### 第4節 工事中電力の取扱い

工事中電力設備については、「5-3 工事中電力取扱要領」による管理を行い、機器、配線の保安維持に万全を期するものとする。

#### 第5節 工事現場管理

1. 工事施工現場においては、「1-1-4-1 工事中の安全確保」の規定によるものとする。なお、資機材、残材、廃材置場等を区分するなど、常に整理整頓に努めなければならない。
2. 受注者は、工事施工現場においては、浄水場等の業務に支障をきたさないようにし、必

要な場合は、柵、夜間照明設備等を設けなければならない。

3. 受注者は、工事施工現場で火気及び危険物等を取り扱う場合は、安全管理対策を講じなければならない。

## 第6節 場内交通安全

1. 受注者は、工事に直接使用する資材運搬における2 t以上の車両及び特殊自動車が入構するときは、事前に入構日、期間、車種等を「自動車入構申請書」（指定様式）に記入し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、構内道路上で工事を開始するときは、原則として、当該工事開始日の7日前までに監督職員へ届け出て指示を受けなければならない。また、施工にあたっては、原則として、「工事現場における保安施設等の設置基準」（技術関係集参照）の規定によるものとする。

## 第7節 仮設物設置

1. 受注者は、仮設物等を設置する場合は、「仮設物設置申請書」（指定様式）により届け出なければならない。
2. 受注者は、仮設建物に工事従事者の休憩場所、食堂、手洗い場、炊事場、便所等を設置する場合は、監督職員の許可を受けなければならない。なお、くみ取式便所、ごみ焼却炉等は設置してはならない。
3. 受注者は、仮設建物の内外においては、常に清潔保持に努め、排水設備は完全に整備しなければならない。
4. 受注者は、仮設建物で宿泊してはならない。ただし、工事の施工上、宿直業務を必要とする場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

## 第8節 発生材等の処分

受注者は、工事等で発生したごみ、不用品、発生材等は持ち帰り、関係法令に基づいて処分しなければならない。

## 第2章 安全衛生対策書

### 第1節 一般事項

浄水場等は、清潔を第一に、浄水作業に支障をきたさないよう、特に配慮が必要であり、万一、不完全、不衛生な状態で事故を起こすと単なる労働災害だけにとどまらず、多くの市民に多大の被害を及ぼすおそれがある。したがって、本対策書は、浄水場等構内で工事を施工するにあたり、着手前に、受注者の安全管理に対する心構え及びその体制並びに諸施策を明確にし、浄水作業に支障をきたさないよう、工事施工の安全衛生を確保するためのものである。

### 第2節 作成要領

受注者は、安全衛生対策書を作成するにあたっては、以下の事項に留意し、工事の種類及び規模等に適合したものを作成しなければならない。

1. 工事の概要

工事の名称、場所、工期及び内容を簡略に記載するものとする。

2. 安全衛生管理の心構え

工事の施工に係る安全衛生管理に対する心構えを記載するものとする。

3. 安全衛生管理組織

工事の施工に係る安全衛生管理組織図を記載するものとする。なお、下請負者がある場合は、その関連を記載するものとする。

4. 事故発生時の緊急連絡

緊急連絡組織図（必要連絡先及び諸監督官庁等の名称、氏名、電話番号等）を記載するものとする。

5. 始業及び終業点検

始業及び終業点検要領を記載するものとする。

6. 危険物等の管理

必要に応じて重機、火気及び危険物等の取扱責任者並びにその安全管理対策を記載するものとする。

7. 工事用電気設備の管理

必要に応じて工事用電気設備の安全管理対策を記載するものとする。

8. 工程表及び参考図面の添付

工事工程表並びに工事占用範囲、工事用車両等の進入路、仮設建物、資機材置場、駐車場及び便所等を示す図面を添付するものとする。なお、参考図面は、表5-2-1の区分で着色することを標準とする。

表5-2-1 占用区分配色表

区分	配色	区分	配色
工事占用範囲	赤(桃)	資機材置場	橙
工事用車両等進入路	青(水色)	駐車場	黄
仮設建物	緑	便所	茶

## 第3章 工事用電力取扱要領

### 第1節 一般事項

受注者は、特記する場合を除き、浄水場等の運転用電力から工事用電力の供給を受けようとするときは、本要領により工事用電力を受電し、工事を施工しなければならない。

### 第2節 給電方式

#### 1. 給電点の電気方式

- (1) 交流 200ボルト 3相 3線式 60ヘルツ
- (2) 交流 100ボルト 単相 2線式・3線式 60ヘルツ

なお、必要に応じて200/100ボルトの変圧器を設置しなければならない。

- 2. 受注者は、給電点について、監督職員が指示する配線用遮断器又はコンセントとするものとする。なお、給電点以降の工事用配電設備は受注者の負担で設置しなければならない。また、給電点の直近に主幹開閉器として、漏電遮断器を設けなければならない。
- 3. 受注者は、詳細について監督職員を通じて浄水場担当者と協議したうえで、工事電力使用申込み手続きを行わなければならない。

### 第3節 工事用電力使用申込み手続き

- 1. 受注者は、給電（使用）開始希望日の7日前までに、「構内工事用電力使用申込書」（所定様式）を4部提出しなければならない。なお、機器配置図及び結線図を必ず添付しなければならない。
- 2. 受注者が設置する工事用配電設備工事は、前項の申込書類審査終了後に着手するものとし、完成後は監督職員の検査を受けなければならない。
- 3. 受注者は、工事用配電設備工事の実施にあたっては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」、日本電気協会「内線規程」、「労働安全衛生規則」及びその他関連法規を遵守しなければならない。これらの規定に適合しない場合や、大阪市水道局設備に不都合を生じさせる可能性がある場合には、給電を停止するものとする。
- 4. 受注者は、機器の増減移設等、工事用電力の容量に変更がある場合は、その都度、申込みを行わなければならない。
- 5. 受注者は、工事用配電設備を廃止する場合は、速やかに「構内工事用電力廃止届」（所定様式）を4部提出しなければならない。なお、廃止にあたっては、監督職員の立会いの下に、給電点に接続していた配電線等の取り外しを行い、配電設備撤去後は監督職員の確認を受けなければならない。

### 第4節 責任分界点及び設備保安全管理方法

- 1. 工事用電力の責任分界点は、大阪市水道局設備給電点の配線用遮断器負荷側端子又はコンセント差込口とするものとする。

2. 受注者は、責任分界点以降の工事用配電設備に関する取扱責任者を定め、維持管理を適切に行わなければならない。
3. 取扱責任者は、作業開始時及び終了時に、「5-3-2 給電方式」に規定する主幹開閉器の開閉操作を、責任を持って行わなければならない。
4. 責任分界点以降において事故が発生し、上部に波及した場合は受注者の責任とする。
5. 受注者は、責任分界点以降において電気事故が発生した場合は、些細なものでも監督職員に直ちに報告しなければならない。

#### 第5節 取・浄・送水作業に対する協力

受注者は、取・浄・送水作業の必要上、工事用電力の停電が生じる場合は、それに協力しなければならない。